

松江市いじめ問題対応専門家会議運営要綱 (H30年5月1日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、松江市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例（平成26年3月26日以下「条例」という。）に基づき設置される、松江市いじめ問題対応専門家会議（以下「専門家会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門家会議は、教育委員会の諮問に応じて、いじめ防止等のための対策に関し教育委員会が必要と認める事項について、調査審議を行い答申し、又は意見を具申するため、条例第12条に規定する事務を行う。

(組織)

第3条 条例第13条第2項第7号にいう教育委員会が適当と認める者は、いじめ問題に造詣が深く、前条の調査審議する事項に関し必要な知識又は経験を有する者とする。

(調査等)

第4条 条例第12条に基づく調査は、次の事項を配慮するものとする。

- (1) 各専門委員は、調査の公平性・中立性・透明性を図る観点から、事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることにより、客観的な事実関係を速やかに調査するものとする。
 - (2) 調査は事案ごとに行うが、複数事案を合わせて行うことも差し支えないものとする。
 - (3) 調査にあたっては、学校の調査結果を検証するとともに、学校から調査に関する資料等の提供を求め、児童生徒へのアンケートや学校、児童生徒、保護者等その他の関係者からのヒアリング及び現地調査等を実施することができる。
 - (4) 調査は、2名以上の専門委員による実施を原則とする。ただし、早期の調査を実施する必要があるとき等特別な事由がある場合はこの限りではない。
 - (5) 前項の調査を行った場合、専門委員又は教育委員会事務局は、調査の対象ごとに調査調書を作成しなければならない。
- 2 専門委員及び教育委員会事務局の中に、調査対象となる当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合、その者は当該いじめ事案に係る調査審議に参加することはできない。

(報告等)

第5条 専門家会議は、必要に応じ教育委員会へ再発防止に資する意見を述べるものとする。また、調査の進捗状況等についても、適時・適切に教育委員会へ報告するものとする。

(議事の運営等)

第6条 専門家会議の開会、閉会、中止等は、会長がこれを宣告する。

- 2 議事の運営は、前回の会議録の承認、報告、説明、質疑、討論及び議決の順序によるものとする。ただし、会長が認める場合はこの限りでない。
- 3 会議において発言しようとする者は、会長の許可を得た上、簡潔に、かつ議題に即して発言しなければならない。
- 4 会長は、質疑及び討論の終結を宣告しようとするときは、会議に諮り、討論を行わないで、これを決定するものとする。
- 5 会長は、採決するときは、その旨を宣告するものとする。
- 6 採決は、出席した委員の過半数をもって行う。

(会議の公開)

第7条 松江市情報公開条例(平成17年3月31日松江市条例第14号)第30条の規定により、専門家会議の会議については、一般に公開するものとする。ただし、非開示情報に該当する事項を審議する場合等、専門家会議が認めた場合、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 会長は、会議を非公開とするときはその旨を宣言する。

3 会議の非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、会長はその指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(秩序の維持)

第8条 専門家会議の傍聴者の定員は、会長が定める。

2 会議の傍聴を希望する者は、傍聴の申込をすることとし、定員を超えた場合は先着順とする。

3 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

4 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。

5 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他委員長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

6 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力を求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(意見の聴取等)

第9条 会長は、専門家会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(秘密の保持)

第10条 専門委員は、調査等を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 専門家会議の庶務は教育委員会事務局生徒指導推進室において処理する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年5月1日から施行する。